

一般社団法人日本神経内視鏡学会 技術認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本神経内視鏡学会（以下「本会」という。）定款第4条第2号に定める事業として実施する日本神経内視鏡学会技術認定制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めることとする。

(趣旨)

第2条 神経内視鏡手術は、低侵襲的であるなど患者にとって利点の多い手術法として注目され、水頭症手術はじめ種々の脳神経外科手術に応用されている。しかし、本法は、ビデオモニター画面上の二次元画像を見ながら行う手術であり、深度感が乏しくなる上に拡大画像上での手指・視覚協同運動も低下するため、従来の顕微鏡手術操作とは異なった特殊な手術手技の習得が必要である。

本会は、神経内視鏡手術に携わる医師が、神経内視鏡の構造と取り扱い方法、全ての神経内視鏡手術に共通する基本的手術手技、合併症対策等を習得し、これにより本邦における神経内視鏡手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的として、本制度を制定する。

本制度は基本的技術の認定であり、神経内視鏡を用いた今後の新しい治療法の発展を考慮した場合、本技術認定を受けない医師が、様々な脳神経外科領域疾患において内視鏡を用いることを否定するものではない。なお、本制度は一般社団法人日本脳神経外科学会専門医認定制度のもとで施行される。

(対象手技)

第3条 本制度の対象となる手技は、一般社団法人日本神経内視鏡学会技術認定制度施行細則（以下「施行細則」という。）第3条に定める。

第2章 技術認定制度委員会

(設置)

第4条 本会に、前章の目的を達成するために技術認定制度委員会（以下「制度委員会」という。）を置く。

(業務)

第5条 制度委員会の業務は以下の通りとする。

- (1) 本制度に関わる規約の作成並びに改訂。
- (2) 関連学会との連絡および調整、その他、本制度にかかわるすべての問題への

対処。

(3) 本制度技術認定医の審査ならびに判定（施行細則 第4章）

(4) 講習会の開催および認定（施行細則第9条）

（委員の資格）

第6条 制度委員会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 本学会の技術認定医であること。

(2) 技術認定医資格取得後3年以上経過しており、その間さらに本制度対象手術を30例以上経験していること。

(3) 神経内視鏡手術に関する国内および国際学会、学術雑誌において十分な業績を有すること。

（委員の選任）

第7条 委員の選任は、制度委員会からの推薦のもとに書類を提出した候補者の中から、理事会の承認を得て理事長が行う。

2 審査に際して提出する書類は以下の通りとする。

(1) 日本脳神経外科学会専門医認定証（写）および日本神経内視鏡学会技術認定証（写）

(2) 神経内視鏡手術実績一覧表

(3) 本会学術集会参加証明書類（写）

(4) 神経内視鏡手術に関する業績一覧表

（委員長の選任）

第8条 制度委員会に委員長と副委員長数名を置く。

2 委員長の選任は、制度委員の中から理事会の承認を得て理事長が行う。

（委員長の業務）

第9条 委員長の業務は以下の通りとする。

(1) 制度委員会ほか技術審査に関わる委員会を開催すること。

(2) 委員内定者、技術認定証交付内定者を、理事会で承認を得て、社員総会に報告をすること。

（任期）

第10条 委員の任期は3年とし、再任を妨げないが、継続6年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

(欠員の補充)

第11条 委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、第7条並びに第8条に定める任命方法に準じて補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第12条 次の各号に該当する者は、制度委員会および理事会の議を経て、委員の資格を喪失する。

- (1) 正当な理由により委員としての資格を辞退したとき
- (2) 日本脳神経外科学会専門医の資格を喪失したとき
- (3) 委員の更新を受けないとき
- (4) 神経内視鏡手術に従事しなくなったとき
- (5) その他、委員として不相当と認められたとき

第3章 技術認定医

(申請資格)

第13条 技術認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、本会会員で、神経内視鏡手術施行にあたってのガイドラインに定める適切なトレーニングを習得し、独立した術者として内視鏡下手術を施行するための必要条件をクリアしていること。

(申請方法)

第14条 申請者は、施行細則第5条に定める申請書類、および審査料を、申請期間（施行細則第6条）内に制度委員会に提出する。

(審査方法)

第15条 制度委員会は、申請書類をもとに申請者の技量を審査する。その結果をもとに制度委員会で判定し、判定結果を理事会の承認を得て、社員総会に報告する。

(認定証交付)

第16条 この規則に基づいた審査の結果、神経内視鏡手術の術者として十分な技量があると判定され、理事会で承認された申請者は、施行細則第7条に定める認定料を制度委員会に納入し、会長より日本神経内視鏡学会技術認定証を交付される。

(資格の更新)

第17条 技術認定医資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は、施行細則第8条に定める書類について制度委員会で審査、判定し、理事会の承認を得て、社員総会に報告される。

(資格の喪失)

第18条 次に該当する者は、制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、技術認定医資格を辞退したとき。
- (2) 日本脳神経外科学会専門医の資格を喪失したとき。
- (3) 本会定款の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- (4) 申請書に虚偽の認められたとき。
- (5) その他、技術認定医として不相当と認められたとき。
- (6) 臨床に従事しなくなったとき。

(資格復活)

第19条 やむを得ない事情による会費滞納のため取り消された技術認定医資格は、制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

第4章補則

(制度委員会顧問)

第20条 制度委員会を補佐するため、理事の中から若干名の顧問を置く。

(改定)

第21条 この規則の改定は、制度委員会の提案のもとに、理事会の議決を経なければならない。規則は、発効後5年ごとに制度委員会で再検討する。

(細則)

第22条 この規則を実施するために別に細則を定める。

(発効)

第23条 この規則は、平成29年10月1日に発効する。ただし、本制度は、本会の前身である(任意団体)日本神経内視鏡学会において実施されていた技術認定制度(平成18年7月1日施行)を、本会の法人化に伴い、本会が承継したものである。